

まちづくり包括連携に関する協定書

高取町長（以下「甲」という。）とミサワホーム近畿株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、高取町におけるまちづくり事業の推進及び地域活性化を目指すため、次のとおり「まちづくり包括連携に関する協定」（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との幅広い連携と協力関係を深め、高取町の維持発展を図るとともに、更なる地域活性化を目的とする。

（事業内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号について連携し協力する。なお、各号の詳細は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

- （1）空き家対策に関すること。
- （2）移住の促進に関すること。
- （3）子供や高齢者の生活の質（QOL）向上に関すること。
- （4）公有地や公共施設の有効活用に関すること。
- （5）その他第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること、又は乙が甲以外の地方公共団体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

2 甲及び乙は、乙が本協定の目的を達成するために、ミサワホーム株式会社と連携し協力することを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が本協定の内容の変更を申し出たときは、甲と乙が協議の上変更するものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から解約の意思表示がないときは、自動的に1年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、有効期間中でも本協定を解約できるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により知り得た情報（以下「連携情報」という。）を第三者に漏らしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報はこの限りではない。

- （1）相手方から知り得た時点で公知又は公用のもの
- （2）相手方から知り得た後に、相手方による公表又は自らの責めに帰すことのでき

ない要因により公知又は公用となったもの

（3）相手方から知り得た時点で既に自らの所有に属していたもの

（4）正当な権限を有する第三者から守秘義務を伴わずに合法的に取得したもの

（5）第三者への提供に対し相手方から承諾を得たもの

2 乙は前項の規定に関わらず、本協定の目的達成のために、ミサワホーム株式会社及び株式会社ミサワホーム総合研究所に対して連携情報を提供できるものとする。ただし、この場合には、本協定と同等の義務を課すとともに、連携情報の漏洩防止及びその結果に対して全責任を負うものとする。

3 前2項に規定する義務は、本協定終了後も有効に存続するものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議の上決定するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年2月27日

甲 奈良県高市郡高取町大字観覚寺990番地1

高取町長

植村 象心



乙 大阪府大阪市北区堂島二丁目2番2号 近鉄堂島ビル13階

ミサワホーム近畿株式会社

代表取締役社長執行役員

下山 隆

